

## 議案第 84 号

### 前橋市職員の退職手当に関する条例の改正について

令和 4 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

#### 前橋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

前橋市職員の退職手当に関する条例（昭和 31 年前橋市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項又は」を削り、同条第 2 項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加える。

第 4 条第 1 項第 1 号中「第 28 条の 2 第 1 項」を「第 28 条の 6 第 1 項」に、「第 28 条の 3 第 1 項」を「第 28 条の 7 第 1 項」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 28 条の 2 第 1 項」を「第 28 条の 6 第 1 項」に、「第 28 条の 3 第 1 項」を「第 28 条の 7 第 1 項」に改める。

第 5 条の 3 表以外の部分中「15 年」を「20 年」に改める。

第 6 条の 4 第 1 項各号列記以外の部分中「除く。以下」を「除く。第 7 条第 4 項において」に、「調整月額」を「この項及び第 5 項において「調整月額」に改める。

第 8 条の 3 第 1 項第 1 号中「15 年」を「20 年」に改める。

第 10 条第 4 項中「職員が、」を「職員が」に、「と読み替えるものとする」を「とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が 30 日未満のものその他市規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市規則で定める職員が市規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が 4 年から第 1 項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第 1 項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第 11 項第 5 号中「第 4 条第 8 項」を「第 4 条第 9 項」に改める。

第 14 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 15 条第 1 項各号列記以外の部分中「場合にあつては」を「場合には」に改め、

同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条」を「この項から第6項まで」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

附則第5項前段中「まで」の次に「及び附則第12項から第20項まで」を加える。

附則第6項中「第5条の2」の次に「及び附則第15項」を加える。

附則第7項中「第5条」の次に「又は附則第13項」を加える。

附則第11項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の9項を加える。

12 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第12項」とする。

13 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第13項」とする。

14 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 前橋市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年前橋市条例第 号）による改正前の前橋市職員の定年等に関する条例（昭和59年前橋市条例第34号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条ただし書に掲げる職員に相当する職員

(2) 前橋市保健所において医療業務に従事する医師

15 前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年前橋市条例第303号）附則第9項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

16 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号

に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第14項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第14項第1号に掲げる職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第14項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、附則第14項第1号に掲げる職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

- 17 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第14項各号に掲げる職員以外の者	60歳
附則第14項第1号に掲げる職員	65歳

- 18 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分及び第8条の3第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の3第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 19 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第17項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1

項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第17項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 20 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって附則第17項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条第4項及び附則第11項の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日

(2) 第10条第11項の改正規定 令和4年10月1日

##### （経過措置）

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の前橋市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く。以下「職員」という。）」とあるのは、「及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの

規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 )又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された者を除く。以下「職員」という。 ) 」とする。

- 3 新条例第10条第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる施行の日以後に同条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(前橋市職員の退職手当に関する条例改正条例の一部改正)

- 4 前橋市職員の退職手当に関する条例改正条例(昭和48年前橋市条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「以後に新条例」を「以後に前橋市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第12項若しくは第13項」を加え、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第12項から第20項まで」を加える。

附則第6項中「以後に新条例」を「以後に前橋市職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2及び附則第15項」に改める。

附則第7項中「新条例第5条」を「前橋市職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第13項」に改める。

(前橋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 前橋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年前橋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、新条例」を「、前橋市職員の退職手当に関する条例」に改める。